

藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に転入し民間賃貸住宅に入居する子育て世帯に対して、定住促進と子育て支援の充実を図る目的で、予算の範囲内において藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等（以下「補助金等」という。）を交付するものとし、その交付について、藤崎町補助金等の交付に関する規則（平成20年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 当町に5年以上住むことを前提に住所を有し、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) 子育て世帯 中学生以下の子どもと同居し、かつ、扶養している世帯をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次の住宅を除く。
 - ア 町営等の公的賃貸住宅
 - イ 社宅・官舎・寮等の給与住宅
 - ウ 特定公共賃貸住宅
 - エ 申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅
- (4) 転入 他の市区町村から定住の意思をもって当町の民間賃貸住宅に入居し、当該民間賃貸住宅の所在地に住所を定めることをいう。
- (5) 町税等 町税及び保育料をいう。
- (6) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費及び駐車場使用料等直接住宅の賃借料と認められないものを除く。）をいう。
- (7) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (8) 実質家賃負担額 家賃から住宅手当を控除した額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金等の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす世帯の代表者とする。

- (1) 平成29年4月1日以降に、当町に定住することを目的に転入し（当町から転出後3年に満たない期間内に再度転入した世帯を除く。）、新たに民間賃貸住宅の所有者等との間に賃貸借契約（3親等以内の親族が所有する住宅を貸借する場合を除く。）を締結していること。ただし、平成29年3月以前に転入した場合でも、保育所入所等の理由で町長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 交付申請日において世帯員全員が当町に住所を有すること。
- (3) 交付申請日において転入した日から1年以内であること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 当該民間賃貸住宅を自己の居住目的に使用していること。
- (6) 家賃を滞納していないこと。
- (7) 補助金等の交付に係る年度の前年度までに納付すべき当町の町税等を滞納していないこと。
- (8) 町内会に加入していること。
- (9) 世帯員全員が過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利

益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。

(補助金等の月額等)

第4条 補助金の交付月額、実質家賃負担額の2万円以内とし、千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数を切り捨てる。

2 米の交付量は、義務教育就学児童一人につき一月当たり5kgとし、商品券で交付する。

(補助金等の交付対象期間)

第5条 補助金等の交付対象期間は、第7条に規定する初年度の交付決定の通知を受けた日の属する月から起算して24か月を限度とする。

(補助金等の交付申請)

第6条 補助金等の交付申請は、藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等(継続)交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 給与所得のある世帯員全員の住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (4) 町内会加入証明書(様式第3号)
- (5) 定住確約書(様式第4号)
- (6) 補助金等の交付に係る年度の前年度までに納付すべき当町の町税等に滞納がないことを証明する納税証明書等
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現況調査等を行い補助金等の交付の可否を決定し、補助金等の交付を決定した場合にあっては、藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等交付決定通知書(様式第5号)により、補助金等の交付をしないことと決定した場合にあっては、藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 町長は、補助金等の交付決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 補助金等の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容若しくは経費を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業計画変更(中止、廃止)承認申請書(様式第7号)により町長に申請し、その承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 町長は、前項第1号の申請について、承認することを決定したときは、事業計画変更(中止、廃止)承認通知書(様式第8号)により補助事業者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等実績報告書(様式第9号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 家賃領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金等の額等の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る書類等を審査し、必要に応じて現況調査等を行い交付すべき補助金等の額等を確定したときは、補助事業者に対して藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等交付確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 補助金等の確定額等が第7条の交付決定額等と相違ない場合は、藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等交付決定通知書を、藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等交付決定通知書とみなし、前項の手続きを省略することができる。

(補助金等の請求)

第11条 前条の規定により補助金等の額等が確定した補助事業者は、補助金等の交付に係る年度の3月31日までに、藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等交付請求書(様式第11号)により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金等を交付するものとする。

(補助資格の喪失)

第12条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等を受ける資格を喪失する。

(1) 第3条に規定する補助対象者としての要件を有しなくなった場合

(2) 扶養する中学生以下の子どもが他の住宅へ転居又は住民基本台帳法に基づく住民登録を他の市区町村へ異動した場合

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金等の交付を受けた場合

(4) 第8条第1項に規定する変更の届出を怠った場合

(5) その他補助金等を交付することが適当でないと町長が認めた場合

(継続の申請)

第13条 補助事業者が、第5条に規定する補助金等の交付対象期間の範囲内で、第7条の交付決定を受けた年度を越えて引き続き補助金等を受けようとするときは、町長が別に定める期日までに、第6条で規定する方法により町長に提出しなければならない。この場合において、第6条各号に掲げる書類のうち、第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号を省略することができる。

2 前項の交付決定に係る手続きについては、第7条の規定を準用する。

(現況調査)

第14条 町長は、補助金等の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助金等交付申請者又は補助事業者に対し、現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が第12条の規定に該当後も補助金等の交付を受けるなど、不当に補助金等の交付を受けたと認められる場合は、藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金等交付決定取消通知書(様式第12号)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金等の返還)

第16条 町長は、前条に定める場合で、既に補助金等が交付されているときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を、藤崎町子育て世帯定住促進事業費補助金返還通知書(様式第13号)により通知し、補助事業者は当該補助金等を町長が定める期限までに遅滞なく返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第10条の補助金等の交付確定の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。